

玉名市水道料金徴収事務等業務委託の公募型プロポーザル方式による選定募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定を行うので、参加を希望する場合は、参加申込書に必要書類を添付のうえ、提出してください。

1 委託名 玉名市水道料金徴収事務等業務委託

2 業務執行場所

- (1) 玉名市給水区域全域（公共下水道の井戸水世帯を含む。）
- (2) 農業集落排水処理施設及び公共浄化槽の排水処理区域

3 委託業務の内容

- (1) 受付業務
- (2) 検針業務
- (3) 量水器管理業務（検定期限満了分の取替え通知作成業務を含む。）
- (4) 徴収・収納業務（納付書等作成・送付業務を含む。）
- (5) 調定業務
- (6) 清算業務
- (7) 開栓・閉栓業務
- (8) 給水停止業務
- (9) 使用料賦課算定に係る調査等の実施・整理業務
- (10) 統計資料等作成業務
- (11) 事務引継業務
- (12) 公共下水道事業受益者負担金請求、徴収業務
- (13) 前各号に掲げる電算処理業務
- (14) 給水施設の不具合（漏水、濁り水等）に関する初期対応

4 委託期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

5 準備期間

令和9年1月4日から令和9年2月26日までの期間は、業務引き継ぎのための準備期間として、現在業務を受託している者から業務全般の内容を受け、業務の遂行に支障を来すことのないように引き継ぐものとし、これに要する費用は受託者の負担とします。

6 本件委託に係る委託料の上限額

(令和9年4月1日から令和14年3月31日までの期間)

427,175,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(内訳)

年次別委託料の上限額

令和9年度 85,435,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和10年度 85,435,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和11年度 85,435,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和12年度 85,435,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和13年度 85,435,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

この金額は、契約(予定)金額を示すものではありません。また、提案見積金額は、この上限を超えてはならないものとします。

7 提案見積金額

提案見積金額は、本件委託期間の5年間に要する費用を積算し、提案見積書により提出してください。また、積算内訳書も添付してください。

8 契約保証金

玉名市財務規則第67条の規定によるものとします。

9 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、玉名市入札参加業者資格者名簿の委託に登載されており、本件の公告日から最終受託候補者の決定までの間において玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領第2条又は第3条の規定に基づき指名停止を受けていない者で、次の各号に掲げる条件をすべて満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者
- (2) 破産法に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 国税及び地方税に滞納がない者
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくはその構成員の統制下にあるものでないこと。
- (5) 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

- (6) 個人情報漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者
- (7) 九州各県内のいずれかに本社（店）又は支社（店）、営業所等を有する者
- (8) 水道料金徴収事務等に過去3年以上の受託実績を有し、かつ同3年以上の実務経験を有する業務責任者を配置できる者
- (9) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者並びに本件公告日前6ヶ月以内に手形及び小切手の不渡りにした者に該当しない者

10 実施方法

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び最終受託候補者の選定を行うため、玉名市水道料金徴収事務等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し審査します。

(2) 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、別紙プロポーザル日程表（以下「日程表」という。）により実施します。

11 参加申込みの手続等

参加申込みをされる事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）に必要書類を添付のうえ、提出期限までに提出してください。

※ 参加申込書等は玉名市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.tamana.lg.jp/>

参加資格の結果については、確認後プロポーザル参加要請書（様式第2号）又はプロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第3号）で通知します。

- (1) 提出期限 令和8年7月15日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所 玉名市企業局上下水道総務課

12 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年8月6日（木）午後5時まで
- (2) 提出場所 玉名市企業局上下水道総務課
- (3) 提出部数
 - ① 業務提案書 10部
 - ② 提案見積書 10部
- (4) 業務提案書の記載内容については、次の章立てに沿って作成してください。

- ① 会社概要
- ② 財務状況（直近2ヵ年会計年度における貸借対照表及び損益計算書）
- ③ 業務（受託）実績
- ④ 業務体制及び業務執行計画
- ⑤ 窓口受付業務に関する企画及び技術の提案（以下「企画提案」という。）
- ⑥ 収納・滞納整理業務に関する企画提案
- ⑦ 検針・再調査業務に関する企画提案
- ⑧ 調定、清算業務に関する企画提案
- ⑨ 開栓・閉栓業務に関する企画提案
- ⑩ 使用料賦課算定に係る調査等の実施・整理業務に関する企画提案
- ⑪ 統計資料等作成業務に関する企画提案
- ⑫ 個人情報保護に関する企画提案
- ⑬ 防災・災害及び危機管理に関する企画提案
- ⑭ 給水施設の不具合等への初期対応に対する企画提案
- ⑮ 研修体制
- ⑯ その他利用者へのサービス向上のための企画提案

1.3 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

- (1) 提案書等作成に係る質問がある場合には、質問内容を文書（任意様式）により電子メールで提出してください。
- (2) 提出期限 令和8年7月27日（月）午後5時まで
- (3) 質問に対する回答については、すべての参加事業者に対し、電子メールにより行ないます。

1.4 プレゼンテーションの実施

- (1) 日時及び場所は、プレゼンテーション参加要請書（様式第4号）により通知します。なお、通知受領後速やかにプレゼンテーション出席者報告書（様式第5号）を郵送又はFAXにて提出してください。
- (2) 実施方法は、業務提案書に沿って行うものとします。なお、電子機器を用いて行なう場合は、スクリーン以外は参加事業者において用意してください。
- (3) 実施の順番は、業務提案書等の受付順とします。
- (4) 1参加事業者当たりのプレゼンテーションは30分以内とし、その後ヒアリングを15分程度行います。
- (5) 出席者は、業務提案書の内容を熟知している者で3人以内とします。

(6) 業務提案書の提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできません。

1 5 プロポーザルの審査方法及び最終受託候補者の決定方法

委員会は、プロポーザル事業者選定基準に基づき参加事業者ごとに評価及び採点を行い、その総合点が最も高い者を最終受託候補者（以下「候補者」という。）として選定します。

なお、候補者に契約を締結することができない何らかの事由が生じた場合は、次順位及びそれ以降の順位者を繰り上げ、新たな候補者とします。

※ 契約は、候補者と仕様について詳細な打合せを行ない、見積書再提出の後、締結します。よって、プロポーザル審査段階で提出のあった業務提案内容及び提案見積額が確定したものではありません。

1 6 選定結果の通知及び公表

候補者に決定した事業者には、プロポーザル選定結果通知書（様式第6号）を、候補者に選定されなかった事業者には、同（様式第7号）を送付します。また、選定結果を玉名市ホームページで公表します。

1 7 企画・提案に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合には、その内容を委員会が審査し、その取扱いについて決定します。また、当該参加事業者にその瑕疵についてのヒアリングを行う場合もあります。

なお、その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合には、既に決定した事項を取り消す場合もあります。

1 8 関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本件公募型プロポーザルの募集要領を遵守することを誓約するものとみなします。

なお、各参加事業者が関係法令等に違反した場合は、前項の企画提案に瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととします。

1 9 参加事業者又は提案事業者が1事業者のみとなった場合でも、本プロポーザルでの選考は実施します。

20 競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等により事業の選定を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、プロポーザルの執行延期、再募集公告又はプロポーザルの中止等の対処を図る場合があります。

21 お問い合わせ先

玉名市企業局上下水道総務課総務係

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

電話 0968-75-1140 FAX 0968-75-1142

電子メール jogesomu@city.tamana.lg.jp

(別紙)

プロポーザル日程表

	内 容	※日 程
1	参加募集の公告	令和 8年 7月 2日 (木)
2	参加申込書等の提出期間	令和 8年 7月 2日 (木) から 令和 8年 7月 15日 (水) まで
3	参加要請書又は参加資格確認結果 通知	令和 8年 7月 21日 (火)
4	業務提案書等の作成に係る質問書 の提出期限	令和 8年 7月 27日 (月)
5	質問書への回答日	令和 8年 7月 31日 (金)
6	業務提案書及び提案見積書の提出 期限	令和 8年 8月 6日 (木)
7	プレゼンテーション参加要請書	令和 8年 8月 7日 (金)
8	プレゼンテーション及びヒアリン グ (選定委員会による審査・選定)	令和 8年 8月 19日 (水)
9	選定結果の通知	令和 8年 8月 26日 (水)
10	契約内容に関する詳細打合せ	令和 8年 9月 1日 (火) から 令和 8年 9月 30日 (水) まで
11	業務引継準備期間・契約締結	令和 9年 1月 4日 (月) から 令和 9年 3月 1日 (月) まで
12	業務開始	令和 9年 4月 1日 (木)

※ 提出期間には、土曜日、日曜日及び祝日を含みません。また、受付時間は、午前8時30分から午後5時までとします。

※ 日程は、余儀なく変更する場合がありますので、ご了承願います。